

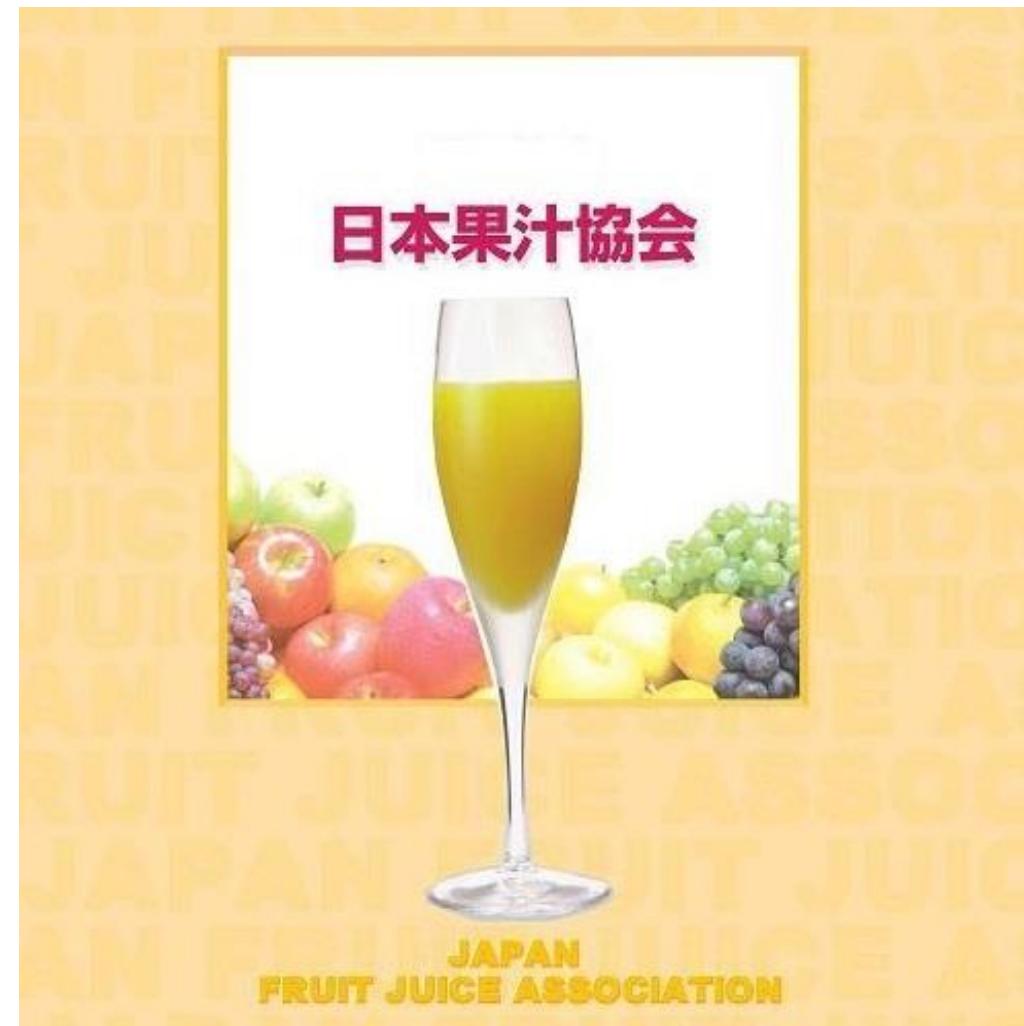
参考資料 2

※第8回個別品目ごとの表示ルール見直し分科会資料2-2再掲

果実飲料の個別表示ルールの 見直しの検討について

2025年1月21日
第8回 個別品目ごとの表示ルール見直し分科会

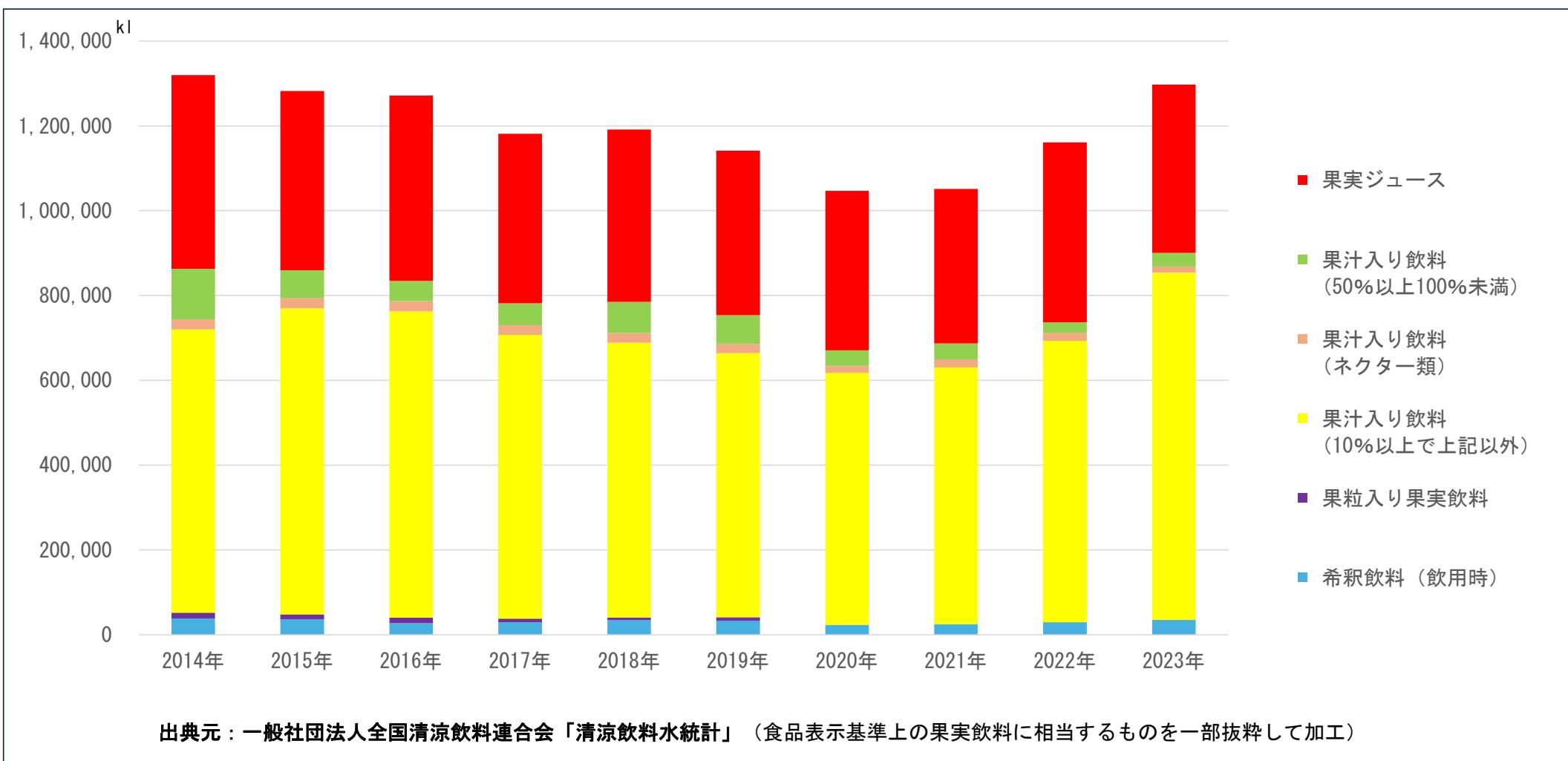
一般社団法人日本果汁協会



法人組織とルールの沿革

法人としての日本果汁協会の沿革		果実飲料に関するルールの沿革
1954年	果実飲料の適正な発展や製品の品質向上などを図るために任意団体として設立	
1955年	農林省から社団法人としての許可	1955年 「かんきつ類果実飲料の日本農林規格」制定 (その後もりんご、ぶどう等が順次追加で制定)
1962年	農林省からJAS法に基づく果実飲料の登録格付検査機関としての認可	1966年 「果実飲料の日本農林規格」制定 (果実別の規格を廃止して統合)
1971年	協会が事務局を務める果実飲料公正取引協議会を設立	1971年 「果実飲料等の表示に関する公正競争規約」制定 「果実飲料品質表示基準」制定
2001年	農林水産省からJAS法に基づく果実飲料の登録認定機関としての認可 (2018年に登録認証機関へ呼称変更)	
2013年	社団法人から一般社団法人へ移行	
2024年	113会員の加盟により現在に至る <u>会員の主な業種：果実飲料の製造、原料用果汁の搾汁、 果汁の輸入、飲料用容器の製造 等</u>	2015年 「食品表示基準」制定 (果実飲料品質表示基準の規定が別表に移行)

果実飲料の生産量推移



※直近の2023年における果実飲料全体の生産量「1,297,100kl」を500ml入りPETボトルに換算すると、国民1人あたり年間で約21本の消費

果実飲料の主なルール

【果実飲料に適用される主なルールの種類】

ルールの名称	運用する組織	以降の略称
食品表示基準	消費者庁 食品表示課	表示基準
果実飲料の日本農林規格	農林水産省 食品製造課 基準認証室	JAS
果実飲料等の表示に関する公正競争規約（及び同施行規則）	果実飲料公正取引協議会（事務局：日本果汁協会）	規約

- 表示基準の別表において規定されている果実飲料に関する各種用語の定義については、JASと規約でも制定当時から適宜共有されており、現在も3つのルールにおいて同じ内容のものが定められています。
- また、名称と原材料名の表示方法については、原則として表示基準の別表の規定を規約でもそのまま引用しており、規約を見れば自動的に表示基準のルールの主な規定を確認できるという相関関係になっています。

日本果汁協会における今回の見直しにあたっての主な取組み内容

① 各種委員会での検討

開催日	委員会名	主な構成員	委員数
7/16	輸入果汁委員会	果汁を扱う輸入商社	17名
7/19	りんご搾汁委員会	りんご果汁を中心とした搾汁事業者及び飲料製造業者	15名
7/24	かんきつ搾汁委員会	柑橘類果汁を中心とした搾汁事業者及び飲料製造業者	14名
8/1	技術委員会	果実飲料の製造業者	12名

② 会員向け説明会の開催

開催日	会合名	対象者	参加会員数
8/7	個別品目ごとの表示ルールの見直しに関するWEB説明会	日本果汁協会の会員	40社/113社

③ アンケート調査

実施時期	実施内容	対象者	回答数
7~8月	別表の項目ごとに存廃を問うWEB上のアンケート	①の委員及び②の参加者	延べ43名

④ その他

年間延べ約1,000件の表示相談において、関連する項目の質問を受けた際に担当者が各社の意向を日々蓄積

果実飲料に関する個別表示ルールの存廃について（基本的な方針）

 前のスライドのとおり果汁協会が取り組んだ内容を踏まえて、果実飲料に関する食品表示のルールとして表示基準において存続すべきと考えるものは、主に以下の項目です。

- ✓ 「果汁とは何か」や「ジュースとは何か」などを明確にした各種用語の定義
- ✓ 濃縮果汁の使用時に果汁の割合を計算するための基準値
- ✓ 果粒の種類や使用有無が分かりやすい定義及び表示方法
- ✓ ジュースであることや果汁の使用割合などが伝わりやすい名称の表示方法
- ✓ 使用した果汁（野菜汁）の原料段階での重量順が端的に分かる原材料名の表示方法
- ✓ 容器を再利用する瓶入り飲料に使用した糖類の表示方法
- ✓ ジュースにおいて糖類の使用や濃縮還元の有無が確認しやすい商品正面の表示方法
- ✓ 消費者が購入後に希釀して飲む飲料である場合の希釀倍数と希釀後の果汁割合の表示方法
- ✓ 業界の自主基準である規約とも連動した表示禁止事項

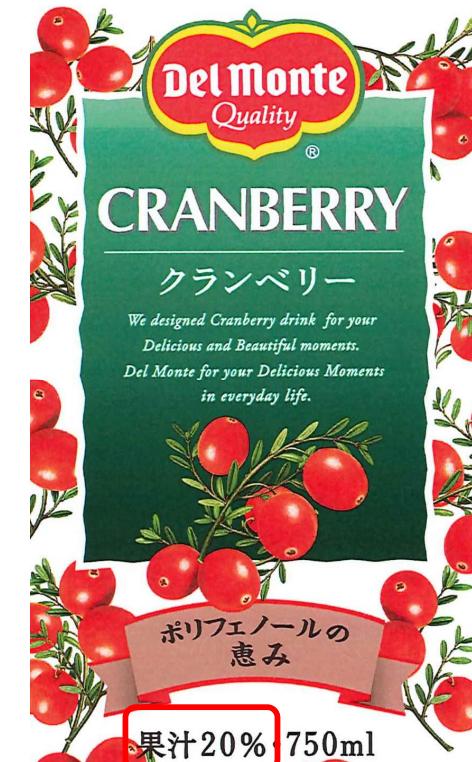
 上記の項目以外の個別表示ルールは原則として廃止し、横断的なルールに統合すべきと考えており、これらの存廃の理由などについては、次のスライド以降で代表的なものを紹介します。

果実飲料に関する個別表示ルールの存廃について（果汁の定義）

【果実の搾汁】果実を搾ったり裏ごし等の工程を経た後、夾雜物としての種や皮を除去して液状になったもの

「果汁とは何か」という基本的な考え方については、表示基準とJASが共通で上記の囲みの内容により工程や形状の要件を定義として定めた上で、業界の自主基準である規約でもそのまま引用しており、従来から清涼飲料業界の中で幅広く利用されているものであるため、この定義はそのまま存続することが適当と考えます。

果実飲料の目立つ箇所に表示されている「果汁100%」や「果汁20%」などの割合は、規約の自主的なルールにより記載されているものですが、表示基準上の定義で果汁と見なされているものだけが数値の対象となっているほか、名称や商品名に「〇〇ジュース」などと表示されているものに使用できる果汁についても、原則としてこの定義に該当する工程を経ていることが前提です。



果実飲料に関する個別表示ルールの存廃について（濃縮と還元の定義）

【濃縮果汁】果実の搾汁を一定の糖度又は酸度※以上になるまで濃縮したもの

【還元果汁】濃縮果汁を一定の糖度又は酸度※の範囲になるまで希釀したもの

（※ 濃縮と還元のための糖度と酸度の基準値が代表的な果実別に規定）

- 一般的に果汁は輸送や保存の利便性を考えて搾汁後に濃縮されることが多く、果実飲料の製造においても濃縮果汁を還元（水で希釀）したものが原料として多用されています。（濃縮還元については下の図み参照）
- 表示基準及びJASにおける共通のものとして、濃縮と還元に対する糖度と酸度の基準値が果実別に定められていることで、どの商品でも原則として濃縮果汁が同じ基準で還元される（＝果汁の割合の計算方法が共通となる）ことが担保されているのを踏まえて、濃縮果汁と還元果汁の定義はそのまま存続することが適当と考えます。

日本果汁協会ウェブサイト「知っていますか？ 果実飲料Q&A」より抜粋

Q 濃縮還元製法のメリットはなんですか？

A 原料果実は四季を通じて収穫できるものではありません。収穫期には果汁が手に入りますが、それ以外の季節のために果汁を貯蔵します。また、複数種類の果実や同一果実でも収穫時期の異なる果実を原材料とする場合は、おののの果汁をいったん貯蔵し、商品を製造する際にブレンドする必要があります。原料果実は収穫に、時期、地域、品種によるばらつきがありますが、こうして安定した品質の果実飲料になります。

濃縮還元製法では、原料果汁の容量が少なくなるので、貯蔵や輸送のコストが下がり、より安価に消費者に果実飲料を提供することが可能となります。

特に海外から原料果汁を輸入する場合は、水分を除去して果汁を濃縮して輸送や貯蔵を行うのが経済的です。



知っていますか？
果実飲料 Q & A

日本果汁協会 JAPAN FRUIT JUICE ASSOCIATION



果実飲料に関する個別表示ルールの存廃について（区分ごとの各種定義）

【現行】

定義上の区分	定義において使用可能と明記されているもの	運用上「砂糖類、蜂蜜等」の等に該当するもの
濃縮果汁（及び還元果汁）	「果汁」「砂糖類、蜂蜜等」	糖アルコール
果実ジュース	「1種類の果汁」「砂糖類、蜂蜜等」	糖アルコール
果実ミックスジュース	「2種類以上の果汁」「砂糖類、蜂蜜等」	糖アルコール
果粒入り果実ジュース	「果汁」「果粒」「砂糖類、蜂蜜等」	糖アルコール
果実・野菜ミックスジュース	「果汁」「野菜汁」「砂糖類、蜂蜜等」	糖アルコール、食塩、香辛料、果粒
果汁入り飲料	「果汁」「砂糖類、蜂蜜等」	（希釀用の水を含めて特に制限なし）

- 上表のとおり定義の区分ごとに使用可能なものを定めた上で、「砂糖類、蜂蜜等」の「等」は、濃縮果汁及びジュースでは糖アルコールが該当し、果汁入り飲料では制限がないなど、従来から運用上の解釈で区分ごとに使用できるものを整理しています。（食品衛生法で認められている添加物は、原則として全区分で使用が可能です）
- 後から紹介のとおり、果粒を使用した場合には、区分ごとに果粒関連の名称や原材料名の表示方法が異なります。
- これらを踏まえると、下表の内容により、果粒使用時の区分を見直した上で定義はそのまま存続し、「砂糖類、蜂蜜等」の「等」に該当するものを運用上の解釈に合わせて区分ごとに明記することが望ましいと考えます。

【見直し後】

定義上の区分	定義において使用可能と明記するもの（赤字が見直し後の変更部分）
濃縮果汁（及び還元果汁）	「果汁」「砂糖類、蜂蜜、 糖アルコール 」
果実ジュース	「1種類の果汁」「砂糖類、蜂蜜、 糖アルコール、果粒 」
果実ミックスジュース	「2種類以上の果汁」「砂糖類、蜂蜜、 糖アルコール、果粒 」
果粒入り果実ジュース	（定義を廃止して果実ジュース及び果実ミックスジュースに統合）
果実・野菜ミックスジュース	「果汁」「野菜汁」「砂糖類、蜂蜜、 糖アルコール、食塩、香辛料、果粒 」
果汁入り飲料	「果汁」「 希釀用の水 」「砂糖類、蜂蜜等※」（※「等」には様々なものが含まれるとの解釈）

果実飲料に関する個別表示ルールの存廃について（区分ごとの名称）

名称については、定義と連動するものとして区分ごとに具体的な表示方法を定めており、その商品がジュースであるかどうかが分かるほか、使用されている果汁の種類や割合などが確認しやすいルールとなっているので、前のスライドの内容により区分を整理した上で、原則としてそのまま存続することが適当であると考えます。

現行の定義上の区分	現行の名称の表示方法	ストレート (※1)	濃縮還元 (※2)	加糖 (※3)	炭酸ガス (※4)
果実ジュース	○○ジュース (○○：使用した果実名)	○	○	○	○
果実ミックスジュース	果実ミックスジュース	○	○	○	○
果粒入り果実ジュース	○○果粒入り果実ジュース (○○：使用した果粒の果実名)		○	○	○
果実・野菜ミックスジュース	果実・野菜ミックスジュース (※5)			○	○
果汁入り飲料	○○%△△果汁入り飲料 (※6、※7) (○○：果汁の使用割合、△△：使用した果実名)				○

※1 ストレート果汁のみ（使用可能な添加物あり）を使用した場合 → 「（ストレート）」を後段に表示

※2 還元果汁を使用した場合 → 「（濃縮還元）」を後段に表示

※3 砂糖類・蜂蜜を使用した場合 → 「（加糖）」を後段に表示

※4 炭酸ガスを使用した場合 → 「（炭酸ガス入り）」を後段に表示

※5 果実・野菜ミックスジュースに果粒を使用した場合 → 「（果粒入り）」を前段に表示

※6 果汁入り飲料に果粒を使用した場合 → 「（果粒入り）」を前段に表示

※7 倍数を□倍と指定した希釈用の場合 → 「□倍希釈時」を前段に表示

【実際の商品における名称の表示例】

- ★りんごジュース（ストレート）
- ★ももジュース（加糖）
- ★果実ミックスジュース（濃縮還元）
- ★果実・野菜ミックスジュース
- ★20%オレンジ果汁入り飲料
- ★15%レモン果汁入り飲料（炭酸ガス入り）

果実飲料に関する個別表示ルールの存廃について（果粒に関する内容）

【果粒】かんきつ類の果実：さのう（つぶつぶみかんのようなもの）

かんきつ類以外の果実：果肉を細切したもの（角切りりんごのようなもの）など

※ 果粒入り果実ジュースの定義より

- 果粒を使用した果実飲料において、果粒に関する内容を名称及び原材料名で表示する方法については、明確な理由はなく定義の区分ごとに異なっており、結果として果粒に関する情報提供が一部の区分において不十分となっていることから、前のスライドのとおり果粒入り果実ジュースの定義を削除し、新たに果粒の定義を設けた上で、下表の内容により名称及び原材料名の表示方法を統一的に変更することが適当であると考えます。

(定義の区分等を見直し)

区分	果粒使用時における変更案による表示方法		果粒使用時における現行の表示方法	
	名称	原材料名	名称	原材料名
果実ジュース	(果粒入り) ○○ジュース	果粒 (○○)	—	—
果実ミックスジュース	(果粒入り) 果実ミックスジュース	果粒 (○○)	—	—
果粒入り果実ジュース	—	—	○○果粒入り果実ジュース	果粒 (○○)
果実・野菜ミックスジュース	(果粒入り) 果実・野菜ミックスジュース	果粒 (○○)	(果粒入り) 果実・野菜ミックスジュース	果粒
果汁入り飲料	(果粒入り) ○○%△△果汁入り飲料	果粒 (○○)	(果粒入り) ○○%△△果汁入り飲料	果粒

果実飲料に関する個別表示ルールの存廃について（果汁及び野菜汁の原材料名①）

🍒 果実飲料の主原料である果汁に対する原材料名欄の表示方法は、搾汁時の段階を想定した重量順により、最も一般的な果実名を記載するというルールが定められています。

🍒 濃縮果汁を使用した際には、果実別の糖度の基準値に基づき、ストレートの状態に換算して重量を考えるので、例えば下表の例のように様々な状態の果汁を併用した場合においても、果実別のストレート果汁や還元果汁の段階での重量順がひと目で分かるような表示方法となっているため（野菜汁も原則同様）、今後も存続することが適當であると思われます。

果実ミックスジュースに使用した果汁の重量順と原材料名の表示のイメージ

製造時の重量順	還元後の重量順	現行のルールによる原材料名の表示
①りんご（生果から自社で搾汁）	①オレンジ	「オレンジ、ぶどう、りんご、もも」または
②ぶどう果汁（4倍濃縮）	②ぶどう	「果実（オレンジ、ぶどう、その他）」
③オレンジ果汁（5倍濃縮）	③りんご	
④もも果汁（ストレート）	④もも	
⑤オレンジ果汁（6倍濃縮）		
⑥りんご果汁（5倍濃縮）		

🍒 上表のイメージは実際に考えられる様々な内容を盛り込んだ一例ですが、1つの商品を製造するにあたり、同種または異種の果実で濃縮度の異なる果汁を混合することや、濃縮果汁とストレート果汁を併用することは、原料の調達状況などに応じて、果実飲料の一般的な工程として比較的多く行われています。

🍒 このように、多種多様な設計のものが企業や商品ごとに存在することを踏まえると、現行の表示方法は事業者の立場として使い勝手がよく、消費者にとっても分かりやすいものであると考えます。

果実飲料に関する個別表示ルールの存廃について（果汁及び野菜汁の原材料名②）

13

果汁（野菜汁）複数使用時の原材料名の表示方法において、大半の市場品がすべての果実名（野菜名）を記載していますが、重量順で3番目以降の果実（野菜）を「その他」とまとめて記載できる現行ルールについては、下表のように多品種に渡る柑橘類を自社で搾汁して果実飲料を製造している事業者による商品などの実情も踏まえて、例外的な措置として存続すべきと考えます。

A社が2024年製造の果実ミックスジュースに使用した果汁と原材料名の表示

使用した原料果汁（表示上の重量順）	原料果汁の濃縮時期	原材料名の表示（実際の商品には左列の内容を採用）	
		省略規定適用あり	省略規定適用なし
うんしゅうみかん、いよかん、はれひめ、せとか、天草、甘平、河内晩柑、まりひめ、はるか	2023年2月	果実（うんしゅうみかん、いよかん、その他）	うんしゅうみかん、いよかん、はれひめ、せとか、天草、甘平、河内晩柑、まりひめ、はるか
うんしゅうみかん、いよかん、ぽんかん、はれひめ、不知火、はるみ、せとか、清見、愛果28号、天草、甘平、河内晩柑、まりひめ、はるか	2024年3月	果実（うんしゅうみかん、いよかん、その他）	うんしゅうみかん、いよかん、ぽんかん、はれひめ、不知火、はるみ、せとか、清見、愛果28号、天草、甘平、河内晩柑、まりひめ、はるか

国産果実の流通においては、加工品よりも生果の方が市場価格が非常に高く、果汁など加工用に回るのは規格外品を中心とした極少量であるため、特にマイナーな柑橘類などは単一種の果実飲料としての製品化が難しいところですが、上表の商品のように生果の流通に適さないものを果実飲料の原料として多種混合して有効活用することにより、食料自給率の向上や市場価格の調整に寄与することができる期待できます。

上表の例においてすべての果実名を原材料名欄に記載すると、原料果汁の濃縮時期ごとにラベルを改版する必要が生じますが、「その他」の表示による省略規定があると、環境への負荷を軽減することができます。

果実飲料に関する個別表示ルールの存廃について（印刷瓶入り飲料の原材料名）

- 回収して容器を洗浄後に再利用することを前提としている印刷瓶入り果実飲料については、品質に関する主な内容を王冠に記載する必要があり、このような商品は表示可能面積が非常に小さいことから、横断的なルールにより原材料名自体の表示を省略可としつつ、個別ルールにおいては使用した糖類を「液糖」や「砂糖・液糖」のように簡略名で表示することも併せて認められています。
- このような簡略名による糖類の表示方法については、既に第3回の分科会で検討された炭酸飲料の内容と共通のものであることから、印刷瓶入り果実飲料においても炭酸飲料と同様に、消費者への適切な情報提供及び環境負荷への配慮の観点から、新たに設けるQ & A等の措置により、この規定が引き続き存続されることを希望します。



果実飲料に関する個別表示ルールの存廃について（商品正面の表示）

- ジュースに対しては、使用した原材料により、一括表示とは別の追加表示事項として、商品名の近接した箇所（多くは商品の正面が該当）に下表のとおりの表示が必要とされています。

使用したもの	表示内容	表示方法
砂糖類、蜂蜜	(加糖)	商品名の近接した箇所に14ポイント以上の文字で表示
還元果汁*	濃縮還元	同上

* 還元果汁使用時の「濃縮還元」の表示については、果実・野菜ミックスジュースを除く

- 上表の内容は定義及び名称の表示方法とも連動しており、消費者にとって有益な情報提供となることから、ジュースの定義と名称を存続した場合には、併せて残すべきルールであると言えます。

- なお、加糖の表示については前後に括弧の併記を義務としていますが、制定当時からその理由は明確でなく、濃縮還元の表示と同様に括弧は不要と思われるため、ルールとしては存続した上で、括弧の表示は削除することが適当と考えます。



(加糖) → 加糖に変更を要望



果実飲料に関する個別表示ルールの存廃について（希釈用）

💡 消費者が商品の購入後に水を加えて希釀することで果汁入り飲料の状態になるものに対しては、下表のとおり一部を見直した上で個別のルールとしての存続を希望します。

表示箇所	変更案による表示内容	現行の表示内容
① 一括表示：名称	(右欄の現行どおり)	名称において「〇〇%△△果汁入り飲料」の前に「 □倍希釈時 」と表示（※）
② 一括表示：使用方法	(削除)	使用方法の項目を設けて「 □倍希釈 」「 □倍に薄めてお飲みください 」等と表示
③ 商品名の近接した箇所	(右欄の現行どおり)	「 □倍希釈時果汁〇〇% 」と14ポイント以上の文字で表示（※）

希釈倍数や希釈後の果汁割合については、消費者にとって有益な情報であることから、これらの表示ルールは存続すべきと考えます。

希釀して飲むこと自体の説明については、現行品でも各社が容器包装上の目立つ箇所に明記しているほか、名称に希釀倍数が表示されていれば、一括表示内の「使用方法」を表示しなくとも問題ないと思われることから、上表のうち、②の表示ルールは廃止した上で、①と③はいずれの場合でも「□倍希釀時」の表示は必須（省略規定は廃止）とすることを併せて提案します。



③ 「口倍希釈時」の併記込みで 義務表示として存続

①の「□倍希釈時」併記を省略不可とした上で廃止

②

①

- 名称···10%うめ果汁入り飲料
- 原材料名···うめ(紀州産)、砂糖、はちみつ、香料、酸味料、(一部に大豆を含む)
- 内容量···500g
- 賞味期限···ラベル左下に記載してあります。
- 保存方法···直射日光、高温多湿を避けて常温で保存してください。
- 使用方法···4倍に薄めてお飲み下さい。
- 製造者···フラン食品株式会社
- 和歌山県西牟婁郡上富田町生馬一四七四一
- 賞味期限

果実飲料に関する個別表示ルールの存廃について（表示禁止事項）

表示基準における表示禁止事項		規約における不当表示
① 「生」、「フレッシュ」その他新鮮であることを示す用語		表示基準の左欄の内容をそのまま適用
② 「天然」、「自然」の用語		表示基準の左欄の内容をそのまま適用
③ 「純正」、「ピュア」その他純粋であることを示す用語		表示基準の左欄とほぼ同じ内容を規定

※ ストレート果汁と天然香料以外のものを使用していない果実ジュースにあっては、表示基準・規約とともに③の規定は適用外

◆ 果実飲料では、上の表にあるとおり、表示基準における表示禁止事項と同じ内容を規約の不当表示としても規定しているので、会員と非会員を問わず、どの事業者にあってもこれらの用語は原則として表示することが禁止されています。

◆ 果実飲料における一般的な製造工程や使用されている原材料の内容を踏まえると、上表にあるような用語は消費者への誤認を生じさせることになりかねないため、この規定はそのまま存続することが適当であると考えます。

◆ 仮に、表示基準におけるこれらの表示禁止事項のルールを廃止した場合に、規約でも同様の措置をしない限り、会員企業のみが不当表示の規定に対する遵守義務を負うことになり、非会員企業には直接的な用語としての規制が及ばなくなるという差異が生じることにも留意する必要があります。

果実飲料に関する個別表示ルールの存廃について（項目別の一覧表①）

別表番号及び項目	個別表示ルールの項目	個別表示ルールの概要	存廃	存廃の理由等
3 用語の定義	果実飲料	ジュース4種類、果汁入り飲料を適用範囲	存続	名称と相互に連動するものとして存続が適當（一部廃止）
	果実の搾汁	破碎、搾汁、裏ごし、皮・種子除去の工程	存続	果実飲料の表示の基本となる用語であり存続が適當
	濃縮果汁及び還元果汁	果汁の濃縮及び還元における糖度及び酸度の基準値	存続	果汁割合計算の重要な基準であり存続が適當（一部明瞭化）
	果実ジュース	果汁以外に糖類及び添加物の使用可	存続	名称と相互に連動するものとして存続が適當（一部明瞭化）
	種類別の果実ジュース	同上	廃止	果実ジュースの定義に包含されているため廃止が適當
	果実ミックスジュース	同上	存続	名称と相互に連動するものとして存続が適當（一部明瞭化）
	果粒入り果実ジュース	果汁、果粒以外に糖類及び添加物の使用可	廃止	定義上の区分を整理した上で廃止が適當（果粒の定義を新設）
	果実・野菜ミックスジュース	果汁、野菜汁以外に糖類及び添加物の使用可	存続	名称と相互に連動するものとして存続が適當（一部明瞭化）
	果汁入り飲料	果汁10%以上100%未満に希釈したもの	存続	同上
4 名称の表示	一 果実ジュース	基本形の表示及び加糖等の付記	存続	定義と相互に連動するものとして存続が適當（果粒関連の変更）
	二 果実ミックスジュース	同上	存続	同上
	三 果粒入り果実ジュース	同上	廃止	果粒に関する定義上の区分を整理した上で廃止が適當
	四 果実・野菜ミックスジュース	同上	存続	定義と相互に連動するものとして存続が適當
	五 一～四における濃縮還元等	基本形の表示に付記する項目が複数の場合の規定	存続	同上
	六 果汁入り飲料	基本形の表示及び果汁割合(○○%)の算出方法	存続	同上
	七 六における果粒入り等	基本形の表示に果粒入り等を付記	存続	同上
	八 六における希釈時	希釈用に□倍希釈時を付記	存続	同上（省略は廃止）

果実飲料に関する個別表示ルールの存廃について（項目別の一覧表②）

19

別表番号及び項目	個別表示ルールの項目	個別表示ルールの概要	存廃	存廃の理由等
4 原材料名の表示	一 果実	果汁は果実名で表示、まとめ書きも可	存続	原料の重量順が端的に伝わるため存続が適当
	二 オレンジジュースのみかん類	みかん類の表示可	廃止	大きな支障はないため廃止が適当
	三 野菜	野菜汁は野菜名で表示、まとめ書きも可	存続	原料の重量順が端的に伝わるため存続が適当
	四 果実、野菜、砂糖類以外	最も一般的な名称で表示	廃止	大きな支障はないため廃止が適当
	五 砂糖類（1種類）	具体的な表示名や簡略的な表示名を列挙	廃止	同上
	六 砂糖類（2種類以上）	まとめ書きを義務としつつ簡略的な表示名を列挙	廃止	同上
	七 印刷瓶入りの砂糖類	簡略的な表示名を列挙	廃止	別表の規定としては廃止した上でQ&A等により存続が適当
4 添加物の表示	添加物の表示方法	栄養強化剤の表示省略不可	廃止	全品目統一的なルールの改正が既に合意済みであり廃止が適当
19 追加表示事項 20 表示の様式等	希釀用果汁入り飲料の使用方法	希釀用の果汁入り飲料には様式内に希釀倍数を表示	廃止	名称及び正面の果汁割合への希釀倍数の併記があれば廃止が適当
	ジュースの加糖	砂糖類使用のジュースには正面に(加糖)と表示	存続	名称と連動するものとして存続が適当（括弧併記は廃止）
	ジュースの濃縮還元	還元果汁使用のジュースには正面に濃縮還元と表示	存続	名称と連動するものとして存続が適当
	希釀用果汁入り飲料の果汁割合	希釀用の果汁入り飲料には正面に果汁割合を表示	存続	名称と連動するものとして存続が適当（省略は廃止）
22 表示禁止事項	1 新鮮	生、フレッシュその他新鮮であることを示す用語	存続	規約における同様の規定が非会員にも適用されるよう存続が適当
	2 天然、自然	天然、自然の用語	存続	同上
	3 純粋	純正、ピュア—その他純粋であることを示す用語	存続	同上

最後に

主にJAS法に基づく品質表示基準の時代から長年かけて定着してきた果実飲料に対する個別表示ルールについては、消費者の皆様への有益な情報提供に繋がるものや、事業者にとって活用しやすいものを中心として、残すべきものは残した上で、それ以外のものは横断的なルールに統合することが望ましいと考えております。

果汁を主な原料とする果実飲料は、我が国の食生活において不足しがちな果物が持つ栄養成分を手軽に摂取することができる優れた加工食品であると同時に、消費者の方々の多種多様な要望に応えるための嗜好品として、各社による様々な商品開発を経て、長い間に渡って幅広い層に愛飲されてきた経緯があります。

果汁に関する中央団体である日本果汁協会としては、今回だけに限らず、今後も時代に合わせた表示方法の見直しを継続して行うことにより、清涼飲料業界が大切に扱ってきた果実飲料がこれまで以上に消費者と事業者の双方に求められ、末永く愛されるものとなることを心から願っております。